

# 給与支払報告書の提出について（お願い）

熊本県及び県内市町村では、法令を遵守し、納税の公平性を図るため、特別徴収義務のある全ての事業所様に個人住民税の特別徴収実施をお願いしております。提出様式の変更がございますので、御確認をお願いします。

※既に特別徴収を実施されている事業所様も御確認ください。

給与支払報告書は、個人住民税のもととなる大切な資料です。注意事項をよく御覧いただき、令和4年1月31日（月）までに御提出をお願いします。

## 1 給与支払報告書を提出していただく給与所得者の範囲

### 令和4年1月1日に水俣市に住所を有する方

※ 給与支払者の皆様には、令和3年中にお支払いになった給与について給与支払報告書を作成し、提出いただきます。

① 給与支払報告書提出の基準日となる令和4年1月1日の住所とは、住民票上の住所ではなく、実際に居住している住所です。（水俣市以外の住所地がある場合は、本人に確認のうえ、直接、住所地の市区町村に提出してください。）

② 給与等をお支払いになった方全員について作成をお願いします。

パート・アルバイトの方、役員報酬の方、乙欄の方、年末調整未済の方、中途退職された方等についても、作成をお願いします。

●提出期限 給与支払報告書は令和4年1月31日（月）までに御提出ください。  
提出期限を厳守いただき、早めの御提出に御協力ください。

### ●提出書類

提出書類	提出数
給与支払報告書（総括表） ※今回、同封しております。	1事業所につき1部
給与支払報告書（個人別明細書） ※税務署から配布済です。	1名につき2枚（正・副）
普通徴収申請書 ※今回、同封しております。	該当する場合1部

※税理士事務所等に委託されている場合も、この通知の内容を十分御確認いただいたうえで、御依頼ください。

提出先 （郵送）〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-1  
水俣市役所 税務課 市民税係  
（窓口） 水俣市役所 税務課 市民税係8番窓口

問い合わせ先 水俣市 税務課 市民税係 0966-61-1610

# 特別徴収の実施について

～全事業者様に特別徴収の完全実施をお願いしています～

熊本県と県内市町村は、地方税法に基づき個人住民税の特別徴収を推進しており、平成25年度からすべての事業者様に特別徴収実施をお願いしております。

このため、令和4年度（令和3年分）の給与支払報告書を提出する際は、以下のとおり取扱いをお願いいたします。

## ●特別徴収の対象となる方

前年中に給与所得があり、かつ4月1日現在で給与の支払いを受けている方が対象です。

ただし、以下に該当する場合で、特別徴収の方法によることが困難であると認められる従業員の方については、「普通徴収申請書」を提出いただくことにより、普通徴収とすることができます。（普通徴収申請書の下に理由順に並べて提出してください。）

- A 総受給者数が2人以下
- B 他の事業所で特別徴収されている
- C 給与から税額が引ききれない
- D 給与支払日が不定期
- E 事業専従者
- F 退職予定者
- G 退職者（前年12月31日までに退職済みの従業員）

※既に特別徴収を実施している事業所様につきましても、上記A～Gに該当しない従業員の方はすべて特別徴収していただくようお願いします。

## ●給与支払報告書提出時の注意事項

特別徴収できない方については、普通徴収申請書に上記理由毎の人数を記載し、給与支払報告書を理由順に並べて提出してください。

※eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される場合は、普通徴収対象者欄に入力したうえで、摘要欄に切替えの理由（記号でも可）を入力してください。

また、磁気ディスクで提出する場合は、摘要欄に切替えの理由（記号でも可）を入力したうえで、別途普通徴収申請書を書面で提出してください。

※普通徴収とする理由が不明確な場合、当市の判断で特別徴収とする場合があります。

※普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収の取扱いとなります。

※「個人住民税（市町村民税・県民税）特別徴収の手引き」及び「各種届出書様式」を水俣市HP（<http://www.city.minamata.lg.jp/>）に掲載しておりますので御覧ください。